

目 次

1 序 論	3
1 はじめに	3
2 明細書の用語	5
3 日本語ものがたり	7
4 明細書を書く態度	10
5 どこから手をつけるか	13
6 図面をつける必要のある場合	16
7 図面の種類	17
8 スマートな用語	20
9 リエーザン	28
10 明細書の早い書き方	37
11 いわゆる絶対新規性と明細書の書き方	40
(1) いわゆる絶対新規性の考え方	40
(2) 明細書記載の重複傾向の回避	42
(3) 絶対新規性・出願の早期公開・優先権	43
(4) 明細書記載の限度	44
2 明細書の書き方	47
1 発明の名称	47
(1) 名称と権利範囲	47
(2) 表示上の注意	49
(3) 方法発明の場合	51
(4) 新造語の問題	54
(5) 植物特許の場合	56

2 目 次

2 図面の簡単な説明	57
3 発明の詳細な説明	60
(1) はじめに	60
(2) 発明の対象	64
(3) 特許と実用新案	65
(4) 新法と実用新案	67
(5) 本発明と、この発明	69
(6) 方法・装置・生産物	71
(7) 単独出願と併合出願	72
4 公知の技術	73
5 課題の定立	76
6 発明の課題と当業技術	78
7 課題は新規であるべきか	82
8 発明の目的	83
9 装置発明のつかみ方	84
(1) 生きた装置の書き方	84
(2) 要旨の作用的記載	87
(3) 装置部分間の有機的関係	88
(4) 装置の造り方は不可	90
(5) 作用効果はいけないか	91
(6) 「人体」はキケン地帯	92
(7) 数値限定の問題	93
(8) 方式とは何か	94
(9) 発明の公開とクレーム	96
10 用途発明	96
11 物質発明	98
12 方法発明	99
(1) 物の製造方法	99
(2) その他一般	101

13 化学発明	104
(1) 新物質の創成	104
(2) 公知工程の除外	104
(3) 類似方法の定義	105
(4) 類似方法の種類	106
(5) 技術的效果および医療効果	107
(6) 処理物質の選び方	109
14 明細書の最高峰	110
15 植物特許	111
16 均等物および類似物	113
17 類似物の例	115
18 抗生物質の特許	116
19 抗生物質の発明	120
20 詳細な説明を書く注意	127
21 符号のつけ方	129
22 説明の順序	130
23 併合出願と詳細な説明	132
24 数と数量のあらわし方	134
25 単位の表示	135
26 物の形の表示	137
27 部品のあらわし方	138
3 図面の書き方	145
1 図面の書き方	145
(1) はじめに	145
(2) 中心線と陰線	146
(3) 部品名と寸法線	147
(4) 符号	149
(5) 線の太さ	152

4 目 次

(6) 仮 図	153
(7) パ ネ	154
(8) ネジとボルト	158
(9) フランジとカバー	162
(10) 齒 車	165
(11) ベアリング	166
(12) 軸の斜面図	168
(13) 断面のハッチング	172
(14) 図面の着色表示	175
(15) 回路要素	175
(16) 溶接部	177
(17) 液および蒸気などの配管	177
(18) 用語「モータ」について	180
(19) 配管要素	180
(20) エンジンの略式表示	183
(21) 電気回路要素	184
2 特許図面と製図法	194
4 請求範囲の書き方	197
1 はじめに	197
2 請求範囲の3つの形	198
(1) 中心限定形	198
(2) 周辺限定形	201
(3) 混合形	203
3 米独の特許慣行とクレームの基本形	203
4 単項制と多項制	204
5 請求範囲中の符号	204
6 周辺限定形クレームの構成要素	206
7 発明と装置または方法の全体との関係	209
8 「なるべくは」クローズ	210

9 「適当な」クローズ	211
10 二者選択的表現	212
11 周辺限定クレームの有機的全体構成	213
12 クレームの形の選択	214
13 プロセス限定クレーム	215
14 プロセス限定クレームの実例	216
15 目的結合形のクレーム	217
16 中間物	219
17 「方式」を対象とするクレーム	219
18 発明未完成とクレーム	220
19 数値限定のあるクレーム	224
20 マーカッシュュ形のクレーム	225
21 一般式を含むクレーム	227
22 用途発明とクレーム	230
23 欠損条項とクレーム	233
24 所望工程とクレーム	234
25 人為的行為とクレーム	234
26 数値限定とクレーム(再論)	236
27 商品名とクレーム	238
28 発明の個数とクレーム	239
29 多段工程とクレーム	241
30 併合出願とクレーム	243
(1) 素材とその属性および用途の関係	256
(2) 38条2号および3号関係	261
(3) その他の物	263
31 付記形の準クレーム	266
32 ソ連形のクレーム	270
(1) ソ連の実情	270

6 目 次

(2) ソ連クレームの基本形式	271
(3) ソ連クレームの実例	271
(4) クレームと作用的記載	273
(5) クレームと符号	273
(6) 目的条項の挿入	274
(7) 装置は静止状態より出発	274
(8) 目的条項を欠除する場合	275
(9) 特徴事項より公知の構成要件の除去	276
(10) 電気回路の特則	276
(11) 方法クレーム	276
(12) 用途発明のクレームの特則	276
(13) 物質発明のクレーム	277
(14) 追加特許のクレーム	277
(15) 審判とクレーム	278
(16) 出願の合一とクレーム	278
33 実用新案のクレームと方法発明	279
34 ドイツ形の実用新案クレーム	280
35 クレームの書き方	283
5 要旨変更論	285
1 審査基準制定のいきさつと近況	285
2 要旨変更	287
3 有機化学の分野における審査基準	290
4 要旨変更(一般則)	302
5 明細書の要旨変更	306
6 要旨変更とそうでないものとの実例	308
(1) 技術的事項の実質的変更の例	308
(2) 要旨変更とみなさぬ例	309
(3) 発明構成要件の増減と要旨変更	310

6 実例	313
1 はじめに	313
2 回転式調理器の明細書の例(第1例)	313
3 回転式サシミのツマ製造器の例(第2例)	316
4 魚類の原色はく製の製造法の例(第3例)	321
5 魚類の原色はく製の製造法の例(第4例)	322
6 伸縮自在な腕時計バンドの例(第5例)	328
7 伸縮自在な腕時計バンドの例(第6例)	331
8 掘さく物を運搬する運搬装置の例(第7例)	337
9 B級増幅器を有する電子的音響装置におけるフィードバック防止 装置(第8例)	346
10 電源装置の例(第9例)	351
11 化学発明の例(第10例)	356
12 化学発明の例(第11例)	367
索引	381